



いじめ・体罰などで悩んでいませんか 9月10日に 『県下一斉子どもの人権相談』を実施

いじめや体罰、大人による虐待など、子どもの人権を侵害する問題が後を絶ちません。これらの問題を解決するために、『県下一斉子どもの人権相談』が実施されます。誰にも打ち明けることができず悩みを抱えている方は、次の相談所でご相談ください。相談は無料です。なお、電話でも受け付けます。

- 相談日** 9月10日(水) 午前10時～午後5時
相談所 岐阜市金竜町5丁目13番地
 岐阜地方法務局人権擁護課 (☎058-245-3181・内線703)
 子どもの人権110番 (☎058-240-5510)
 多治見市太平町5丁目33番地
 岐阜地方法務局多治見支局 (☎22 1002)

相談日以外でも実施しています。

人権擁護委員に 表彰・感謝状

6月26日に開催された岐阜県人権擁護委員連合会総会で、日ごろの人権擁護活動の功勞に対して次の皆さんが表彰されました。<敬称略>

- 全国人権擁護委員連合会長表彰
 ・土本美枝子(土岐津町)
 名古屋法務局長感謝状
 ・小栗奈津子(曾木町)
 ・神戸信之(肥田町)
 人権擁護委員中部連盟会長表彰
 ・土本晋平(下石町)
 岐阜県人権擁護委員連合会長表彰
 ・稲垣英子(鶴里町)



悪質な保育施設を排除するために 認可外保育施設設置の届け出を!

子どもたちの健やかな成長は、みんなの願いです。しかし、一部の悪質な認可外保育施設における乳幼児への虐待や死亡事故などが、深刻な社会問題となっています。

そこで、誰もが安心して保育サービスを受けられるよう、悪質な保育施設の排除などを目的として児童福祉法の一部が改正され、平成14年10月から認可外保育施設の事業者には、設置の届け出などが義務付けられました。以下に該当する保育施設の事業者は、東濃地域土岐福祉事務所(東濃西部総合庁舎内)へ届け出をしてください。

届け出対象施設

施設種別	届け出基準
一般認可外保育施設 以下のどの施設にも該当しない保育施設	乳幼児が6人以上の施設
ベビーホテル 次の条件のうち、どれか一つでも該当する保育施設 夜8時以降の保育を行っている 宿泊を伴う保育を行っている 利用児童のうち一時預かりの乳幼児が半数以上	乳幼児が6人以上の施設
事業所内保育施設 企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児を対象とする保育施設	従業員の乳幼児以外に乳幼児を6人以上預かる施設
店舗などにおいて顧客の乳幼児を対象にした一時預かり保育施設 (例)自動車教習所、スポーツ施設、医院などの一時預かり保育施設	顧客の乳幼児以外に乳幼児を6人以上預かる施設
臨時に設置された保育施設	6カ月を超えて設置される施設
親族間の預かり合い 設置者の四親等内の親族が対象	親族の乳幼児以外に乳幼児を6人以上預かる場合

詳しくは、東濃地域土岐福祉事務所(☎23 1111・内線224)へどうぞ。



土岐津分団が大健闘! 県消防操法大会



第五十二回岐阜県消防操法大会が、八月三日(日)に開催され、本市からは土岐津分団が出場しました(結果は惜しくも入賞外)。
 選手の皆様は、館林慶二
 分団長をはじめとした団員の協力の下、四月から週四回、計六十日間を超える練習を積

み重ね、この日の大会に臨みました。
 出場選手は次の皆さんです。
 (敬称略)
 指揮者〓土本 貢 一番
 員〓堀 恭彰 二番員〓加藤 貴和 三番員〓永田将也
 四番員〓横田圭示 吸管
 補助員〓各務淳次郎

